

2025年6月6日
日本原子力発電株式会社

東海発電所・東海第二発電所 防災訓練実施結果の原子力規制委員会への報告について

当社は、原子力災害対策特別措置法[※]に基づき、東海発電所及び東海第二発電所で実施した防災訓練について、その実施結果をとりまとめ、本日、原子力規制委員会に報告しました。

また、同法に基づきその要旨を添付のとおり公表します。

※：1999年9月30日に発生したＪＣＯウラン加工施設での臨界事故を契機として、同年12月、原子力防災対策を強化するために原子力災害対策特別措置法が制定された。
2012年6月、東日本大震災の教訓を踏まえ、防災訓練の結果報告を義務付ける等の改正が行われた。

添付資料－１：「東海発電所 防災訓練実施結果報告書」の要旨

添付資料－２：「東海第二発電所 防災訓練実施結果報告書」の要旨

以 上

このページでは、機器の軽度な故障等で、法令の定めでは国への報告の必要がなく、トラブルとされていない情報（保全品質情報[※]）等を掲載しています。

※保全品質情報：国へ報告する必要のない軽微な事象であるが、設備の信頼性を向上させる観点から電力各社はもとより、産官学で情報共有化することが有益な情報です。

◆完本はこちら

- | | |
|----------|-------------|
| ・東海発電所 | 防災訓練実施結果報告書 |
| ・東海第二発電所 | 防災訓練実施結果報告書 |

「東海発電所 防災訓練実施結果報告書」の要旨

1. 報告内容

東海発電所 防災訓練実施結果

2. 報告年月日

2025年6月6日

3. 防災訓練実施結果の主な内容

東海発電所 原子力事業者防災業務計画に基づく訓練

防災訓練実施年月日	2025年2月25日（火）
防災訓練のために想定した原子力災害の概要	東海発電所（廃止措置中）において、地震（東海村震度6弱）の影響を受け、管理区域外でL1輸送容器（高線量廃棄物輸送用容器）運搬車両が横転し、L1輸送容器が破損したことで敷地境界の放射線量上昇が検出されたことにより、原子力災害特別措置法第15条事象に至る原子力災害の発生を想定した。
参加人数	257名（社外関係者38名含む）
防災訓練の内容	上記の想定した原子力災害を受けて、以下の項目を「シナリオ非提示」にて実施。 （1）本部運営訓練（発電所） （2）通報連絡訓練（発電所） （3）緊急時環境モニタリング訓練（発電所） （4）発電所退避者誘導訓練（発電所） （5）その他必要と認められる訓練 ①オフサイトセンター訓練（発電所、現地支援本部） ②本部運営訓練（本店） ③ERC対応訓練（本店） ④広報対応訓練（本店） ⑤現地支援本部運営訓練（現地支援本部）
防災訓練の結果の概要	今回想定した原子力災害に対して、発電所本部、本店本部及び原子力事業所災害対策支援拠点等の各拠点が役割分担を認識し、原子力防災組織として有効に機能することを確認した。併せて、2023年度に実施した東海・東海第二発電所及び敦賀発電所防災訓練で抽出した課題に対する改善策の効果が確認できたことから、組織全体としての事故対応能力が向上していると評価する。また、事故対応能力の向上として、「4. 今後の原子力災害対策に向けた改善点」に掲げる改善に取り組む事項を抽出した。

4. 今後の原子力災害対策に向けた改善点

(1) 改善に取り組む事項

①緊急情報発話中に新たな緊急情報が発生した場合の発話運用の明確化

(課題) 発電所本部において東海第二発電所で発生した緊急情報※を発話中、東海発電所において、より緊急性の高い事象が発生したため、担当者は発電所本部長へ発話を要請したが、発電所本部長は東海第二発電所の緊急情報報告後、東海発電所にて発生した事象を報告するよう指示した。緊急性の高い情報の報告が遅れることにより、発電所の事故収束活動に支障をきたす可能性があった。

(改善) 重要度を踏まえた速やかな判断を行う必要があるため、緊急情報発話中に新たな緊急情報が発生した場合の発話運用をマニュアルに定め、教育・訓練により対応の定着を図る。

※緊急情報：発電所の事故収束活動に影響を与える重要情報、あるいは発電所の事象進展状況。

②ブリーフィング中断時における運用の明確化

(課題) 発電所本部にてブリーフィング※を実施中、緊急情報の差し込みによりブリーフィングが複数回中断され、開始から終了までに長時間を要した。その際、発電所本部長からの中断・継続指示が行われなかったことから、効果的なブリーフィングが実施できなかった。

(改善) 簡潔かつ効果的なブリーフィングを実施するため、事象の進展状況に応じたブリーフィングの実施方法、ブリーフィングの中断・継続に係る運用をマニュアルに定め、教育・訓練により対応の定着を図る。

※ブリーフィング：発電所本部内あるいは本店本部内において各作業（機能）班が行う発電所事故収束活動に関する進捗状況を共有する会議体をいう。

③隣接事業所同時発災時にホットラインで収集すべき必要情報の明確化

(課題) 日本原子力研究開発機構対策本部から共有された原子力科学研究所にて発生した事象の情報について、発電所本部連絡担当者が確認すべき情報を十分に理解していなかったため、発電所本部内で共有した際に誤った内容で認識された。

(改善) 隣接事業所の発災情報が当社の事故収束活動に影響を与える可能性があることから、正確な状況を把握するための確認手順とチェックシートをマニュアルに定め、教育・訓練により定着を図る。

④記者会見対応習熟のための記者発表ガイドラインの作成

(課題) 模擬記者会見における事象の説明において、記者会見者が略語や専門用語を用いたことにより難解な内容となった。

(改善) 記者会見者はマスコミや一般の方にわかりやすい説明を行う必要があるため、記者会見者の経験に依存しないための記者発表ガイドラインを作成し、教育・訓練にて有効性を検証するとともに、記者会見者の習熟を図る。

(2) 更なる改善に取り組む事項

①本部内における円滑な情報共有のための発話ルール改善

(良好事項) 発電所作業班（保修班）の発話において、内容の発話前に報告件数を明示し、発電所本部へ報告を実施したことにより、聞き手側の理解促進及び後続の発話タイミングがつかみやすくなった。

(改善) 発電所本部内の情報共有を円滑に行うため、個人の経験・力量による発話のバラつきがないよう、本事例を発話ルールに定めて、発電所各作業班へ展開し、教育・訓練により対応の定着を図る。また、本発話方法を本店及び敦賀発電所へ展開する。

②発電所情報の変化に対応するための地震発生情報の連携強化

（良好事項）発電所の事故収束活動実施中に地震が発生した際、地震情報を速やかに周知したことにより、プラントの状態の変化にいち早く気が付くことができた。

（改善）地震情報の周知が、発電所情報の変化に注目させることに効果的であったため、速やかな地震情報の周知をルールに定めて、教育・訓練による対応の定着を図る。また、地震発生時に発電所本部から本店本部へ一報入れることを東海・敦賀の両発電所へ展開する。

以 上

「東海第二発電所 防災訓練実施結果報告書」の要旨

1. 報告内容

東海第二発電所 防災訓練実施結果

2. 報告年月日

2025年6月6日

3. 防災訓練実施結果の主な内容

東海第二発電所 原子力事業者防災業務計画に基づく訓練

防災訓練実施年月日	2025年2月25日（火）
防災訓練のために想定した原子力災害の概要	東海第二発電所（新規制基準適合後の定格熱出力一定運転中を想定）において、地震（東海村震度6弱）の影響を受け、外部電源の喪失及び重要区域での火災、設備故障等の発生により、原子炉注水機能が喪失したことで、原子力災害対策特別措置法第15条事象に至る原子力災害の発生を想定した。
参加人数	288名（社外関係者45名含む）
防災訓練の内容	上記の想定した原子力災害を受けて、以下の項目を「シナリオ非提示」にて実施。 （1）本部運営訓練（発電所） （2）通報連絡訓練（発電所） （3）緊急時環境モニタリング訓練（発電所） （4）発電所退避者誘導訓練（発電所） （5）原子力災害医療訓練（発電所、本店） （6）シビアアクシデント対応訓練（発電所） （7）原子力緊急事態支援組織対応訓練（発電所、本店） （8）その他必要と認められる訓練 ①オフサイトセンター訓練（発電所、現地支援本部） ②本部運営訓練（本店） ③ERC対応訓練（本店） ④原子力事業者間協力協定に基づく支援連携訓練（本店） ⑤広報対応訓練（本店） ⑥現地支援本部運営訓練（現地支援本部）
防災訓練の結果の概要	今回想定した原子力災害に対して、発電所本部、本店本部及び原子力事業所災害対策支援拠点等の各拠点が役割分担を認識し、原子力防災組織として有効に機能することを確認した。併せて、2023年度に実施した東海・東海第二発電所及び敦賀発電所防災訓練で抽出した課題に対する改善策の効果が確認できたことから、組織全体としての事故対応能力が向上していると評価する。また、事故対応能力の向上として、「4. 今後の原子力災害対策に向けた改善点」に掲げる改善に取り組む事項を抽出した。

4. 今後の原子力災害対策に向けた改善点

(1) 改善に取り組む事項

①緊急情報発話中に新たな緊急情報が発生した場合の発話運用の明確化

(課題) 発電所本部において東海第二発電所で発生した緊急情報※を発話中、東海発電所において、より緊急性の高い事象が発生したため、担当者は発電所本部長へ発話を要請したが、発電所本部長は東海第二発電所の緊急情報報告後、東海発電所にて発生した事象を報告するよう指示した。緊急性の高い情報の報告が遅れることにより、発電所の事故収束活動に支障をきたす可能性があった。

(改善) 重要度を踏まえた速やかな判断を行う必要があるため、緊急情報発話中に新たな緊急情報が発生した場合の発話運用をマニュアルに定め、教育・訓練により対応の定着を図る。

※緊急情報：発電所の事故収束活動に影響を与える重要情報、あるいは発電所の事象進展状況。

②ブリーフィング中断時における運用の明確化

(課題) 発電所本部にてブリーフィング※を実施中、緊急情報の差し込みによりブリーフィングが複数回中断され、開始から終了までに長時間を要した。その際、発電所本部長からの中断・継続指示が行われなかったことから、効果的なブリーフィングが実施できなかった。

(改善) 簡潔かつ効果的なブリーフィングを実施するため、事象の進展状況に応じたブリーフィングの実施方法、ブリーフィングの中断・継続に係る運用をマニュアルに定め、教育・訓練により対応の定着を図る。

※ブリーフィング：発電所本部内あるいは本店本部内において各作業（機能）班が行う発電所事故収束活動に関する進捗状況を共有する会議体をいう。

③隣接事業所同時発災時にホットラインで収集すべき必要情報の明確化

(課題) 日本原子力研究開発機構対策本部から共有された原子力科学研究所にて発生した事象の情報について、発電所本部連絡担当者が確認すべき情報を十分に理解していなかったため、発電所本部内で共有した際に誤った内容で認識された。

(改善) 隣接事業所の発災情報が当社の事故収束活動に影響を与える可能性があることから、正確な状況を把握するための確認手順とチェックシートをマニュアルに定め、教育・訓練により定着を図る。

④記者会見対応習熟のための記者発表ガイドラインの作成

(課題) 模擬記者会見における事象の説明において、記者会見者が略語や専門用語を用いたことにより難解な内容となった。

(改善) 記者会見者はマスコミや一般の方にわかりやすい説明を行う必要があるため、記者会見者の経験に依存しないための記者発表ガイドラインを作成し、教育・訓練にて有効性を検証するとともに、記者会見者の習熟を図る。

(2) 更なる改善に取り組む事項

①本部内における円滑な情報共有のための発話ルール改善

(良好事項) 発電所作業班（保修班）の発話において、内容の発話前に報告件数を明示し、発電所本部へ報告を実施したことにより、聞き手側の理解促進及び後続の発話タイミングがつかみやすくなった。

(改善) 発電所本部内の情報共有を円滑に行うため、個人の経験・力量による発話のバラつきがないよう、本事例を発話ルールに定めて、発電所各作業班へ展開し、教育・訓練により対応の定着を図る。また、本発話方法を本店及び敦賀発電所へ展開する。

②発電所情報の変化に対応するための地震発生情報の連携強化

（良好事項）発電所の事故収束活動実施中に地震が発生した際、地震情報を速やかに周知したことにより、プラントの状態変化をいち早く気が付くことができた。

（改善）地震情報の周知が、発電所情報の変化に注目させることに効果的であったため、速やかな地震情報の周知をルールに定めて、教育・訓練による対応の定着を図る。また、地震発生時に発電所本部から本店本部へ一報入れることを東海・敦賀の両発電所へ展開する。

以 上